

○ 入札参加資格等について(マンホールポンプ場等保守点検業務委託(ポンプ施設))

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和7年度の競争入札有資格者名簿(物品)に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

2 市内要件、企業規模

市内要件、企業規模による入札参加の要件なし。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合(詳細は下記※参照)は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

(1) 履行実績

平成27年度以降、下水道施設としてのマンホールポンプ場に係る保守点検業務を元請として受注した実績を有すること(契約日の年度は問わない)。

なお、実績は、開札日において履行済みのものに限る。

(2) その他の参加資格

ア 下水道処理施設維持管理業者登録規程(平成17年2月28日国土交通省告示第215号)の規定により定められた下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 本件委託の履行に必要な資格基準を満たす技術者を以下のとおり、それぞれ1名以上配置できること。ただし、(ア)から(オ)の技術者は重複しても構わないものとする。また、配置する技術者は専任である必要はない。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、開札日において引き続き3か月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (ア) 主任技術者として、下水道法第22条第2項の有資格者
- (イ) 第2種電気工事士以上の資格取得者
- (ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (エ) 小型移動式クレーン運転技能講習以上の修了者
- (オ) 玉掛け技能講習修了者

5 提出書類

(1) 入札時に提出する書類

特になし。

(2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類

ア 履行実績を証明する書類（契約書の写し、仕様書等）

4(1)及び入札に関する文書において求められている条件を満たす履行実績を証明する書類として、契約書の写し、その契約の内容が分かる仕様書等を提出すること。

なお、当局が発注した案件については、契約書（契約書を作成していない場合は決定通知書等）の表紙のみの写しでも可とする。

イ 4(2)アに掲げる条件に関する書類

ウ 資格者等の配置予定に関する調書

エ ウの添付書類

6 その他

(1) 本件の契約日は令和8年4月1日とする。

(2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を本市に請求することはできない。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合